

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

応急仮設住宅供与段階以降では、4.2 の取組によって明らかになった自立・生活再建支援が必要な被災者を中心に、継続的な支援を実施する。個別訪問、見守り、相談を実施し、被災者の状況を把握しつつ、ケース会議での支援方策の検討、必要な支援へのつなぎの流れを継続的に実施し、被災者の自立・生活再建を支援する。

日常生活の自立性に課題を抱える被災者に対しては、長くつながりを保ちつつ、必要に応じて通常の福祉サービス等へつなげる方向で支援を実施する。他方で、住まいの再建実現に課題を抱える被災者に対しては、仮設住宅の供与期間や住宅再建支援措置の期限等があることから、自立・生活再建の目標を持って支援を実施する。

なお、被災者の自立・生活再建の方向性を尊重し、行政からの押し付けとならないように配慮する。

また、支援の実施にあたっては、応急仮設住宅を出たあとに顕在化すると想定される生活困窮や高齢者の Activities of Daily Living (ADL) の低下等の課題についても配慮する。

応急仮設住宅の供与後に災害ケースマネジメントを始める場合であっても、開始にあたって行うべき内容は 4.2 に記載が多いため、そちらも参照されたい。

(1) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの必要性

基本的考え方・取組

- 応急仮設住宅供与段階以降においては、避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階で実施したアセスメントの結果を用いて、支援が必要な被災者に対し、継続的に寄り添った支援を実施する。
- 応急仮設住宅への入居が必要となる被災者は住家被害も大きく、住宅の新築、他地域の住宅への転居、親族との同居、災害公営住宅への入居等の選択肢がある中で、様々な意思決定を行う必要があり、必要となる知識も多様である。このため、行政と専門的な知識を有する民間団体が協働して支援を実施することで、被災者の自立・生活再建の早期化、生活の悪化の防止を図ることが望ましい。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① 応急仮設住宅供与段階以降の支援は、最も期間が長く、継続的に寄り添った支援を実施する。発災直後や避難所閉所検討段階で災害ケースマネジメントを実施しなかった場合であっても、被災者の自立・生活再建を支援する観点から、応急仮設住宅供与段階以降の支援は特に重要であり、応急仮設住宅への入居が必要となるような災害の場合には、災害ケースマネジメントの実施が強く推奨される。

(2) 応急仮設住宅供与段階以降の災害ケースマネジメントの実施体制

基本的考え方・取組

- 応急仮設住宅供与段階以降においては、継続的に被災者に寄り添った支援を行い、被災者とともに解決方策を見つけ出す知識と経験が必要であることから、福祉サービスや住宅再建に活用できる支援メニュー等の専門的な知識を有している者が支援を行うことが望ましい。
- 地方公共団体内部では、福祉部局や防災部局が中心となることが想定されるほか、横断的な知識を有する総括担当部局が主体となることが想定される。また、福祉的な専門性を有する社会福祉協議会や被災者支援を専門的に行う NPO との協働も効果的である。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①連携が想定される機関等は以下のとおり。
 - 社会福祉協議会
 - 生活困窮者の自立相談支援機関等福祉関係者
 - 弁護士、建築士その他専門的な知識を有する者
 - 居住支援法人
 - 被災者支援に関し知見を有する NPO 等
- ②アセスメントの結果に応じ、生活の自立に課題を抱える被災者に対しては福祉関係者が中心となり支援を行い、住まいの再建に課題を抱える被災者に対しては、専門的な知識を有する住宅関係部局や弁護士会、建築士会、専門 NPO が中心となり支援を実施するなど、課題に応じた支援者の配置も考えられる。

(3) 支援拠点設置の検討

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 応急仮設住宅供与段階以降は、被災者の自立・生活再建を図るため、継続的な支援を実施する必要があることから、地域支え合いセンターなどの支援拠点の設置を積極的に検討する。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① 地域支え合いセンター等の設置が難しい場合は、実情に応じ、地方公共団体に窓口等を設置し、支援拠点とすることも想定される。
- ② 支え合いセンター等の支援拠点を立ち上げなかった場合、災害から一定期間が経過した後に発覚する被災者の課題に対応することが難しくなる。例えば、水害の発生から半年程度たってから「壁にカビが生えた」、「家の中が臭い」、「生活がしんどい」という話がでてきたときになかなかその声を拾えないこともある。後から「こんなに大変な人がいた」とならないようにするためにも支援拠点の設置は重要である。
- ③ 都道府県や都道府県社会福祉協議会は、必要に応じて地域支え合いセンターを支援するため、研修の実施や人材派遣等を行う。

(4) アウトリーチによる被災者訪問、相談、見守り等の実施

a) 総論

基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況の把握は、災害ケースマネジメントの核となる要素の一つである。支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、適切なアウトリーチが必要である。
- 応急仮設住宅供与以降の段階におけるアウトリーチは、応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者のうち、支援が必要な者に対して、継続的に実施する。
- また、アウトリーチに加え、相談窓口にくる被災者に対しても、相談事に対応するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報の提供等を行う。
- 応急仮設住宅供与段階以降における支援は、市町村職員と社会福祉協議会やNPO等が協働して実施することが想定される。
- 特に生活の自立に課題を抱える被災者に対しては福祉の観点が重要となるため、福祉業務の従事者が伴走型の支援を行うことが望ましい。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① この段階から初めてアウトリーチを実施する場合は、被災者の状況の把握のため、避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階（4.2）に記載された取組も参考とすること。
- ② 避難所等から応急仮設住宅への移行に伴い、特に賃貸型の仮設住宅への入居が進むと、発災前のコミュニティ維持が難しくなることから、地域から孤立し、普段の生活を送ることが難しくなる被災者もいるためアウトリーチの実施にあたり留意すること。
- ③ 被災者台帳に「援護の実施状況」として罹災証明書の取得等の状況を記載している場合には、被災者台帳を基にして、利用可能な支援制度を利用していない被災者を洗い出し、利用していない理由等をアウトリーチにより確認するといったことも検討する。
- ④ 被災者の状況の把握にあたっては、質問に対する被災者の回答のみならず、短いコミュニケーションでも繰り返し訪問を重ね、被災者の顔色や部屋の汚れ、家の外観上の問題、臭いなどを訪問時に確認するなど、本人の回答内容以外の部分からも情報を拾い上げていくことが重要である点に留意する。

b) 訪問、見守り・相談の実施体制

基本的考え方・取組

- 個別訪問、見守り・相談といったアウトリーチの取組は、複数名で実施することが望ましい。必要に応じ、民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- 実施にあたっては、被災者の状況を詳細に聞き取り、抱える課題を把握し、支援方策を検討するためのベースとするための調査であることを考慮し、被災者の過度な負担とならない範囲で丁寧に実施する。
- 訪問等を実施する者に対しては、事前に伴走型で支援するために必要な福祉サービスや住宅再建に活用できる支援策に関する基本的な研修を受講させることが望ましい。なお、平時から訪問等を実施する者が決まっている場合は、平時に訓練を実施する。
- 個別訪問の対象者や実施頻度は、アセスメントの結果に応じて判断する。

【実施にあたってのポイント・留意点】

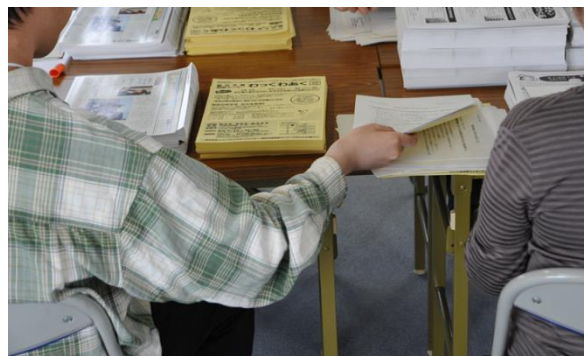
- ① 複数名で実施することで、一人が被災者とのコミュニケーションを担い、一人が記録するといった役割分担ができることに加え、聞き取り内容を相談員間で確認し被災者の支援ニーズについて話し合いながら整理することができ、適切な聞き取りにつながる等のメリットがある。また、訪問にあたり精神的な負荷がかかる場合もあるため、負担の分散の観点からも複数名での実施が望ましい。
- ② 研修については、一般的な新任スタッフへの研修（社会福祉協議会が支援相談員を採用する場合は、社会福祉協議会の事業概要や地域支え合いセンターの業務に関する説明会を実施。）のほか、ヒアリングに関する研修や自立・生活再建支援制度に関する研修が想定される。また、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた市町村の事例に関する研修や訪問等を行う中での OJT、研修をロールプレイで行うことも有効である。
- ③ 個別訪問により被災者の状況を把握し、課題を引き出すためには、被災者とアウトリーチ実施者の信頼関係の構築が重要であり、信頼関係の構築に資する研修等によりノウハウを身につけることが重要である。また、訪問を担う者に対しては、心のケアやメンタルヘルスの研修等についても行うことを検討する。研修については第 6 章参照。
- ④ 研修には、地方公共団体内の関係部局、協働して支援を行う社会福祉協議会や NPO 等の団体が参加し、災害ケースマネジメントに取り組む者が広く共有することが望ましい。
- ⑤ 訪問等アウトリーチの実施頻度については、アセスメントの結果を踏まえ、個々の被災者ごとに判断する。アセスメントの結果に基づき、支援体制のリソースも勘案しながら、アウトリーチの期間を設定する。なお、継続的に支援を行っていくにつれて、個々の被災者ごとにアウトリーチが必要な間隔も明らかになるため、最終的に同じアセスメント区分であっても個々の被災者に応じてアウトリーチの期間は異なるものになると考えられる。
- ⑥ なお、被災者の環境も変化するため、分類の変化があることも想定し、支援の必要性の度合いが低いと判断された被災者であっても、再建が進んでいないことが

見受けられる場合には、改めて訪問等を行う必要がある。

- ⑦平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参照。

コラム10: NPO 等による見守り・相談の実施、転居支援の例

- 東日本大震災の被災者への支援として仙台市は、NPO 等と協働し、被災者伴走型生活支援事業を実施した。この事業は、特に沿岸地域の県内市町や福島県から避難してきた被災者が主に入居した建設型応急住宅への個別訪問等の支援を行うものである。（平成 23 年 6 月～）
- この事業を担ったのが、平成 23 年 3 月 3 日に設立した一般社団法人パーソナルサポートセンター（以下、PSC）である。PSC は 14 の NPO 等が連携し、組織した団体で、各 NPO が支援してきた高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの自立支援のノウハウを活用し、被災者のニーズや復興のフェーズにあわせ、傾聴中心の訪問支援、個別のケースに対応する支援、仮設住宅内の住民同士の交流や軽作業（仕事）を提供するコミュニティワーク支援、ひとりひとりの希望や個性にあう仕事を見つけ、企業とマッチングする伴走型就労支援事業などを実施してきた。
- 2015 年 4 月からは、仙台市内の応急仮設住宅等に入居する被災者のうち、復興公営住宅の抽選に漏れた低所得・低資産の方や世帯主の DV 等により復興公営住宅に入居できない方など、制度の狭間に陥った被災者に対し、仮設住宅からの転居に関する相談をうけ、住まいの確保と転居後も可能な限り転居先に住みつつけることができる支援（具体的には、通院への配慮や制度上の福祉サービスが転居しても継続して使える場所の選定など。）を実施している。
- 2018 年 3 月の当該事業終了までに、291 件の相談を受け付け、延べ 4,558 件対応し、189 件の転居支援を行っている。
- 現在、この転居支援のノウハウを活かし、住宅確保要配慮者居住支援法人として、住まいに困っている方に伴走型の住まいと住まい方の支援を実施している。



地方公共団体の取組事例

支援頻度の設定例①
(宮城県仙台市)

○災害名：東日本大震災（平成 23 年）

○取組内容：

分類	特徴	支援頻度
分類 1： 生活再建可能世帯	・住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活においても特に大きな問題等が見られない世帯。	・当該世帯に対しては、年に 1 回の電話連絡等による状況確認、相談会や生活再建に関する支援金などの支援情報の提供を実施。
分類 2： 日常生活支援世帯	・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯。	・当該世帯には、区保健福祉センターの保健師等による継続的な健康相談や指導といった健康支援のほか、声がけや見守り訪問を実施（月 1 回程度）。
分類 3： 住まいの再建支援世帯	・住まいの再建方針又は再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的な個別訪問や支援が必要な世帯。	・当該世帯に対しては、個別訪問を通じて、住まいの再建に向けた情報提供や相談支援を行うほか、就労支援を実施している NPO 等と連携した伴走型の就労支援、不動産団体と連携した賃貸・建売住宅等の不動産情報の提供を実施（月 1 回程度）。
分類 4： 日常生活・住まいの再建支援世帯	・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、家族間トラブルなどを抱えているため、定期的な個別訪問や支援が必要な世帯。	・当該世帯に対しては、個別支援シートを各区の WG で策定し、早い段階からそれぞれの世帯の状況に応じたきめ細やかな支援を実施（月 1 回程度）。

支援頻度の設定例②
(岩手県盛岡市)

○災害名：東日本大震災（平成 23 年）

○取組内容：

- 訪問頻度や優先度については、被災の状況を基に、以下の a～e の 5 段階に分類。また、支援拒否世帯に対しては、訪問や電話は行わないものの、安否確認のため、窓の外から様子の確認等を実施。

a.重点支援	定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ 7 日、14 日又は 30 日の間隔を目安にコンタクト
b.通常支援	定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ 60 日、90 日又は 120 日の間隔を目安にコンタクト
c.不定期支援	不定期訪問や電話により、支援対象者の状況に応じて、それぞれ半年又は 1 年の間隔を目安にコンタクト（郵送のみの世帯や施設入所も含む。）
d.支援拒否	支援対象者の状況に応じて、それぞれ 30 日、60 日又は 90 日の間隔を目安に見回りを実施
e.支援不要	施設入所者等

地方公共団体の取組事例

支援頻度の設定例③
(愛媛県大洲市)

○災害名：平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

○取組内容：

- 「住宅再建状況」と「健康・日常生活面」の軸ごとにアセスメントを行い、その 2 種で判定が異なる場合は、重い方の判定を優先している。例えば、A～D の判定区分は以下のような形である。

分類	特徴	支援頻度
A 判定	・住宅再建状況としては、応急仮設住宅等を退去し、恒久的な住まいを確保済みのような、住宅再建が終了した世帯を指す。 ・健康面や経済状況等に不安もなく、社会との交流も頻繁にある。	・訪問頻度は「必要に応じて訪問」を想定。何かあれば相談窓口につながるような情報提供等を行うが、基本的には、支援終結とする。
B 判定	・住宅再建状況としては、住宅の建設、購入、修理の契約が完了、民間賃貸住宅や公営住宅の入居契約、申し込み済みの段階など、再建がほぼ完了に向かっていると見なすことができる世帯を指す。 ・生活面では、社会とのつながりは一定程度あるが、健康面では体力低下等がみられ、就労収入にも不安定要素が残っている状況。	・訪問頻度は「半年に 1 回程度」を想定。
C 判定	・住宅再建状況としては、建設や修理の場合の見積取得、中古住宅の物件探し、賃貸物件の内見といった、再建に向けた具体的な行動がある世帯を指す。 ・健康面では、介護が必要な状態であることや、社会とのつながりは、月 1 回外出する程度である。	・訪問頻度は「2 か月に 1 回」程度を想定。
D 判定	・住宅再建状況としては、自力再建が何らかの理由で困難であると判断される世帯や、再建に向けての具体的な行動がない世帯を指す。 ・健康面において、在宅での生活に困難が認められる場合や、経済状況において生活保護受給が相当の状況であると判断されるケース。	・訪問頻度は「2 週間に 1 回」程度を想定。

c) 確認すべき内容

基本的考え方・取組

- 応急仮設住宅供与段階以降は、多様な課題を有する被災者の自立・生活再建に向けて、継続的な支援を実施する段階である。訪問時には、これまでの状況から変わりがないか丁寧に聞き取りを行うとともに、つなぎ等の結果を踏まえて、再建の方向性の確認等を実施する。
- 訪問時に被災者に確認すべき内容の例は、以下のとおりである。

＜住まいの再建の実現性関係＞

- 住宅の再建に係る意向（修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅 等）
- 罹災証明書の取得状況（全壊、大規模半壊、半壊 等）
- 経済状況等（就労、収入（給与所得、年金等）、資産、債務 等）
- 住宅再建の進捗状況（見積り等の取得、請負契約の締結状況 等）

＜日常生活の自立関係＞

- 家族の状況（家族構成、健康状態、要支援者の該当 等）
- 健康状況（既往歴・医療機関の受診状況）
- 避難生活における住環境（食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無 等）
- 近隣との関わり方、買い物への交通手段 等
- その他抱える課題について

- 訪問時に聞き取り等を行った被災者の個人情報、支援の実施にあたりケース会議での利用や支援関係機関への提供を行うことが想定されることから、調査票等において、個人情報の利用目的を明示する。個人情報の取り扱いについては第5章参照。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①この段階のアプローチにより収集すべき情報は、災害の種別や地方公共団体の特徴に応じて異なるが、概ね上記に集約されるものと考えられる。次頁以降に地方公共団体が実際に使用したものを掲載するので参考にされたい。
- ②各項目について、繰り返し訪問を行うことで課題が明確になっている場合は、すべての項目を毎回確認する必要はないと考えられるが、生活状況に変化がある場合も想定されることから、生活に変わりがないか改めて確認することも重要である。
- ③個人情報については、提供が想定される団体名、内部利用又は外部提供される情報の種類等の説明を行い、被災者の個人情報の提供等が適切になされることにより支援が円滑に実施されること、被災者自身が支援に関する情報を得やすくなること等を説明し、理解を得られるように取り組む。

地方公共団体の取組事例

相談シートの例 (岩手県岩泉町)

- 災害名：平成 28 年台風第 10 号
- 取組内容：
 - 表計算ソフトで管理している被災者台帳に罹災証明書発行者の情報を反映している。相談を受ける都度、入力し、生活支援シートに反映するようにしている。

生活支援シート（世帯の基本情報）					
地区			行政区		
被災状況			罹災証明番号		
世帯番号		避難区分		初回面接日	
世帯主	(性別・昭和 年 月 日生)			職業	
被災場所住所				連絡先①	
現在の居住形態				連絡先②	
再建方法		再建完了		仮設退去状況	
家族構成	①***** (***** 生, *****)	⑥***** (***** 生, *****)			
	②***** (***** 生, *****)	⑦***** (***** 生, *****)			
	③***** (***** 生, *****)	⑧***** (***** 生, *****)			
	④***** (***** 生, *****)	⑨***** (***** 生, *****)			
	⑤***** (***** 生, *****)				
生活再建に向けた各種支援申請状況及び経済状況					
基礎支援金	応急修理	義援金	加算支援金	町独自支援金	半壊支援金
生活環境調査					
調査日	現在の生活	今後の生活	暖房	毛布・布団	食事
入浴	トイレ	収入	固定電話	携帯電話	びーちゃん
備考					



地方公共団体の取組事例

訪 問 記 録

日 付	主 訴		進捗状況	0
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
口 付	主 訴		進捗状況	
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				



地方公共団体の取組事例

○岩泉よりそい・みらいネット相談シート：

➤ 岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏名	性別	生年月日	年齢
住所		地区	連絡先		家系図
相談方法	相談種別	相談種別②	被災の有無		

主訴

対応

具体的な支援方法

結果(最終相談日)

連携先の有無

地方公共団体の取組事例

岩泉よりそい・みらいネット 個人票

受付No.	日付	氏名	性別	生年月日	年齢

支援経過①

支援経過②



(5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施

基本的考え方・取組

- 被災者の支援の全体状況について共有するため、市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、情報共有を行う災害ケースマネジメント情報連携会議を開催する。
- 応急仮設住宅供与段階以降における災害ケースマネジメント情報連携会議では、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有することが想定される。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① 応急仮設住宅供与段階以降では、定期的に情報連携会議を開催し、関係者の連携体制の強化を図る。
- ② 情報連携会議は、災害ケースマネジメントに連携して取り組む、行政や NPO、弁護士会・建築士会等の士業団体等が全体の状況を共有するための場であり、個人の支援方策等の検討については、より参加者を限定したケース会議で実施する。このため、情報連携会議では個人情報を取り扱うことは想定されない。
- ③ 情報連携会議の内容として想定される例は、以下のとおり。
 - 地域支え合いセンター等の支援拠点の状況
 - 応急仮設住宅又は被災した自宅で生活を送る被災者の状況
 - 支援が必要な被災者への対応状況
 - コミュニティ支援活動の状況
 - インフラの復旧・復興に関する状況や今後の整備の見通し 等
 - 今後の災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール 等

(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

- 個々の被災者の状況について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - 支援方策の決定・順位付け
 - 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - 被災者支援に係る役割分担の確認

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① ケース会議の構成員は、地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、社会福祉協議会、NPO、民生委員、社会福祉士等福祉関連業務従事者、弁護士、建築士、司法書士等の士業関係者等が想定される。
- ② なお、被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していくことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための支援へのニーズが高くなると考えられる。
- ③ ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ④ ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ⑤ 社会福祉法の重層的支援体制整備事業による支援会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議が設置されている市町村においては、特に福祉による支援が重要となる被災者の支援方策の検討にあたって支援会議を活用することも検討する。具体的な支援会議の活用方法については第10章参照。
- ⑥ ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。
- ⑦ ケース会議の実施にあたっては、会議の円滑な進行の観点から、ファシリテーターの活用やファシリテーションに係る研修について実施することが望ましい。
- ⑧ アウトリーチにより得られた情報のほか、平時の福祉サービスの提供のために福祉関係者が有している情報を活用することでより効率的・効果的な支援につなげることができる。ただし、平時の福祉サービスの提供の際に個人情報を災害時に活用することを利用目的として明示していない場合は、ケース会議で情報の提供を行うことについて本人の同意を得る等が必要となるため注意が必要である。個

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

人情報の取扱いについては第 5 章参照。

第 4 章

災害ケースマネジメントの実施

(7) 支援記録の作成

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。
- 支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。
 - 被災者の氏名、住所、電話番号
 - 世帯状況（家族構成、健康状態、就労の状況 等）
 - 住家の状況
 - 訪問時の聞き取りの内容
 - 自立・生活再建の方向性に係る本人の希望
 - 被災者の抱える課題
 - ケース会議で決定した支援方策
 - 支援の経過
 - その他、地域の状況に応じた事項

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ①支援記録の作成にあたっては、災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳の活用が有効である。被災者台帳には、次の一～七までを記載することとされているほか、台帳の作成にあたって市町村内で有している個人情報の目的外利用や当該台帳情報の市町村内での利用、他の地方公共団体への提供等を行うことができることとしており、地方公共団体の実情に応じて活用されたい。なお、支援記録の作成にあたってのデジタル技術の活用については第11章参照。

◎被災者台帳の記載事項

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

- ②避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている被災者の情報や災害ケースマネジメントケース会議でその構成員から共有された平時の福祉サービスの利用状況等の情報についてもこの支援記録を活用して集約することで、平時の利用サービスも含め、被災者の状況を一元的に把握することができ、効率的な被災者支援につなげることができる。その際、個々の個人情報の取扱いにも注意すること。

地方公共団体の取組事例

支援記録の作成例④
(宮城県仙台市)

○災害名：東日本大震災（平成 23 年）

○個別支援シート：

- 個別訪問等での聞き取り内容や各種支援情報を集約し、関係者のワーキンググループでの情報共有や支援方針の検討を行うためのツールとして活用。

連番		個別支援シート		出力日	
仮設契約番号 Z10000		分類	3	退去日	2019/08/31

1. 基本情報

ジェノグラム(家族構成)

カナ氏名	センダイ 知ろ	性別	男	生年月日	S25.01.01
漢字氏名	仙台太郎			年齢	69
電話番号					
現況住所	仙台市青葉区〇〇番地〇〇マンション				
住居種別	仮設民賃	仮設終期			
		延長種別			
震災住所	仙台市宮城野区〇〇番地				
震災前住居種別	持家戸建	り災判定	大規模半壊		
解体状況	未解体	再建方針	市内 現地修繕		
生活保護	1	移転対象区分			

世帯状況

カナ氏名	性別	生年月日	仮設退去日
漢字氏名	続柄	年齢	異動事由
センダイ ハナコ	女	S26.01.01	
仙台 花子	配偶者	68	
センダイ ジロウ		S55.01.01	
仙台 次郎	子	39	

親族情報

キーパーソン 氏名

1

住所

連絡先

キーパーソン 氏名

2

住所

連絡先

復興公営申込状況

地方公共団体の取組事例

仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31

2. 訪問調査等で把握した課題や状況

再建に向けた本人の希望

世帯主:被災住宅を補修して住みたい 子:復興公営住宅

支援者から見た課題

家族の間で再建方針の相談をできていない様子

課題解決に向けて関わりのある支援機関及び支援状況

課題分類 健康課題 ☐ 生活資金 ☐ 再建資金 ☐ 家族関係 ☐ 判断能力 ☐
 手続困難 ☐ 地域環境 ☐ 資格疑義 ☐ 市外公共 ☐ 放射線量 ☐

3. 支援方針

支援方針

留意点

支援の役割分担等

WG経過

仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31

4. 訪問時の聞き取り内容

接触要因	確認日	確認方法	住まいの再建聞き取り内容	健康聞き取り内容
1回目訪問	H26.08.27	訪問	子対応。仙台市の復興公営住宅での再建を希望。世帯主は〇〇で就労している。子は無職。	〇〇病で〇〇病院に通院中
H27年度訪問	H27.05.25	来庁	主対応。自宅を修繕して住むことを希望している。息子と意見が合わない。	通院継続中。

5. 支援経過

まちづくり推進課

家庭健康課

障害高齢課

入力日	支援内容	入力課	入力者
H28.12.03	障害高齢課に来所、制度についての問い合わせ		

保護課

その他支援機関

被災者生活支援室

入力日	支援内容	入力課	入力者
H29.05.06	本人より復興公営住宅の申し込みについて問い合わせあり。手続きを案内した。		

社会福祉協議会

地方公共団体の取組事例

支援記録の作成例⑤ (岩手県盛岡市)

- 災害名：東日本大震災（平成 23 年）
- 「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」①：
 - 盛岡市内に災害公営住宅が建設されることにより、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の終了が発表された時期から、各種相談などが増加。情報量の増大により、表計算ソフトによる支援記録では集計・分析・報告が難しくなった。そこで、これまでの被災世帯別の台帳「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」と「支援記録カルテ」の内容をリレーショナル・データベース管理ソフトに移植する計画を立てた。2019 年 3 月、被災世帯別の基本台帳と支援記録カルテを一体化した「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」を構築。検索・集計・分析への活用と訪問計画のスピーディな管理を開始。
 - 次頁はセンター職員による個別訪問後または窓口・電話等での相談を受けたつど、また他の支援機関（行政・社会福祉協議会・民生委員等）との情報共有を行ったつど、その状況をボタンやキーワード選択によって入力する画面である。データベース管理ソフトを利用し、被災世帯別に台帳と支援記録カルテを作成し管理。入力時のキーワード選択によって、世帯の状況、課題別の集計を行うほか、戸別訪問では支援頻度に合わせたタイミングで訪問カードを自動生成し、記録から分析を行うことで状況に合わせた支援を実施。

コード: M-3/217 ▶ ▶ ▶ フォルター-適用 検査

地方公共団体の取組事例

- 「もりおか復興支援センター被災者情報データベース」②：
➤②の内、左は世帯状況の一覧を示し、変化があれば修正を行う。右は1枚目で記録した日々の訪問、相談、情報共有等、支援記録の詳細内容をカルテとして記録するもの。

[illegible]

地方公共団体の取組事例

支援記録の作成例⑥
(岩手県岩泉町)

○災害名：平成 28 年台風第 10 号

○生活支援シート（被災者台帳）：

- 生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。生活状況や Activities of Daily Living (ADL) の把握を優先事項としている。

生活支援シート（世帯の基本情報）

地区		行政区		担当	
被災状況			り災証明番号		
世帯番号		避難区分		初回面接日	
世帯主	(性別・昭和 年 月 日生)			職業	
り災場所住所				連絡先①	
現在の居住形態				連絡先②	
再建方法		再建完了		仮設退去状況	

家族構成	①***** (*****・*****生・*****)	⑥***** (*****・*****生・*****)
	②***** (*****・*****生・*****)	⑦***** (*****・*****生・*****)
	③***** (*****・*****生・*****)	⑧***** (*****・*****生・*****)
	④***** (*****・*****生・*****)	⑨***** (*****・*****生・*****)
	⑤***** (*****・*****生・*****)	

生活再建に向けた各種支援申請状況及び経済状況

基礎支援金	応急修理	義援金	加算支援金	町独自支援金	半壊支援金

生活環境調査

調査日	現在の生活	今後の生活	暖房	毛布・布団	食事
入浴	トイレ	収入	固定電話	携帯電話	びーちゃん

備考	
----	--



地方公共団体の取組事例

○訪問記録：

- 異なる生活支援相談員が訪問しても、進捗状況の把握が出来るように訪問記録を時系列で残すように配慮している。

訪 問 記 録

日 付	主 訴		進捗状況	0
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴		進捗状況	
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				
日 付	主 訴			
AM PM				
応対者の続柄				
相談員名				



地方公共団体の取組事例

支援記録の作成例⑦
(北海道厚真町)

○災害名：平成 30 年北海道胆振東部地震

○被災者支援台帳（個別シート）：

- 表面は被災者の世帯状況に加え、各支援制度の活用状況等を転記し、再建に向けた進捗状況を把握。裏面は課題や訪問記録を記載。

カナ氏名			住所		
世帯番号			方書		

世帯状況						り災証明		
続柄	カナ氏名	氏名	性別	生年月日	状態区分	判定	被災場所	用途
1								
2								
3								
4								
5								

応急仮設住宅等入居状況						再建意向
応急仮設住宅等入居施設	ペット有無	退去状況	退去日	転居先		
1						
2						
3						
4						
5						

生活再建支援 用途区分	応急修繕		公費解体	義援金(町)の申請状況			
	申請状況	完了		一次受付	建築・購入	修繕受付	
1							
2							
3							
4							
5							

住まい再建支援制度申請状況				各種支援金・義援金・補助金支給状況	
リフォーム支援	住宅復旧支援	住宅再建融資利子助成事業	持ち家住宅建築促進	支援制度	既支給額
1				1_生活再建支援制度	
2				①基礎給付金	
3				②加算支援金	
4				2_義援金の配分(町)	
5				①1次配分(道分含む)	
				②1次配分(新築・購入)	
				③2次配分(修繕)	
				④2次配分(賃貸住宅)	
				4_住宅災害見舞金	
				5_被災住宅の応急修理	
				6_住宅リフォーム補助金	
				7_住宅復旧支援事業補助金	
				8_住宅再建融資利子助成事業	
				9_持ち家住宅建築事業補助金	
				合計	

その他の状況	
がけ地近接等住居状況	
直轄砂防対象地域	

地方公共団体の取組事例

No.	続柄	世帯状況				状態区分	り災証明 判定	再建意向	再建状況
		カナ氏名	氏名	性別	生年月日				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
住まいの再建 サポート アセスメント		A 生活再建可能世帯 B 住まいの再建支援世帯 C 住まいの再建・日常生活支援世帯 D 日常生活支援世帯							
悩み 事・ 課 題 に つ い て	健康・医療について								
	住まいの再建について								
	日常生活について								
	地域・交友関係について								
	経済面について								
	支援の希望について								
その他									
支 援 方 針 等									
対 応 記 録 シ ー ト	対応日	年	月	日	対応場所				
	対応者								
	相談事項	被害について				☐ 人の被害 ☐ 住まいの被害 ☐ 仕事の被害			
		現在の生活について				☐ 健康・医療 ☐ 日常生活 ☐ 地域・交友関係 ☐ 経済面 ☐ 支援の希望			
		その他							
	相談概要								
対応概要									
対応区分	☐ 相談のみ終了 ☐ 相談継続（次回相談予定） ☐ 専門家協議（協議） ☐ 行政窓口へ引き継ぎ（引継ぎ先） ☐ その他（								



(8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントケース会議での議論を踏まえ、適切な支援手段へのつなぎを実施する。
- 「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけでなく、必要に応じてつなぎ先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対応を検討することまで含むものである。
- 被災者の利用できる支援メニューは付属資料2に整理しているので参照されたい。

【実施にあたってのポイント・留意点】

①主なつなぎ先と専門的な支援の内容は以下のとおり。

連携先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、地域との幅広いネットワークを有するほか、地域に福祉サービスを提供している場合もありつなぎ先としても想定される。
地域包括支援センター	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合に介護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先として想定される。
社会福祉法人・社会福祉施設	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時には定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での諸般の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関する知識と技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先として想定される。
生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援の方向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連携先として想定される。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど要配慮者への生活支援を行っており、入居支援の観点から連携先として想定される。
法律関係（弁護士・司法書士等）	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言の場面での支援が想定される。また、法テラスの法律相談は、一定の大規模災害の場合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある（該当しない災害の場合は収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である者が対象。）。
ファイナンシャルプランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕の可能性の判断等での連携先として想定される。
不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大家	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、不動産の評価等での連携先として想定される。

4.3 応急仮設住宅供与段階以降の対応

連携先 等の団体等)	有する専門性
建設関係 (地域の工務 店、UR 等)	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、UR は、被災者向け UR 賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施している。
NPO 等	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性や抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門とする NPO もあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。

- ②既存の枠組みによる支援や対応が難しい場合は、独自の支援策の実施や被災者支援を専門とする NPO との連携による支援について検討する。被災者の支援にあたっては、専門的なノウハウを有する NPO と連携し、官民で役割を分担してそれぞれの強みを活かして取り組むことが重要である。
- これまで災害ケースマネジメントを実施した地方公共団体の独自の支援策については、付属資料 3 に整理しているので参照されたい。

コラム11: NPO による修繕支援の例

- 特定非営利活動法人である YNF は、2017 年 7 月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立され、被災者一人ひとりの「生活再建」を目的に「在宅被災世帯」を中心に支援活動を行う団体である。これまで、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨などの特定非常災害のほか、令和 3 年 8 月の大雨や令和 4 年台風第 14 号など局所的な災害でも支援活動を実施している。
- 個別訪問や相談支援のほか、浸水被害後の家財出しや床下乾燥対応などの家屋保全作業や軽微な修繕作業などに取り組んでいる。
- 個別訪問は、被災エリアでローラー訪問を行い、住まいの再建が可能かといった視点で聞き取りを行い、損保未加入世帯などの「修理費が十分に工面できない」可能性がある世帯に対し、応急修理制度や生活再建支援金などを活用した修繕プランを提案し、予算が不足する場合には、床板貼やクロス貼り、壁の塗装など家屋の軽微な修繕を実施している。
- 相談支援として、個別訪問等で出会った支援制度を十分に理解できていない被災者や自ら行政窓口を訪問できない被災者に対して、個別に再建プランを提示するほか、行政窓口への同行支援も行っている。
- このほか、相談内容に専門性や資格等が必要な場合は、建築士の資格を持つスタッフが対応するほか、弁護士などの専門家へつなぎ、課題解決まで伴走している。
- 「修理費用の不足」に代表される既存の枠組みで対応できない被災者の課題に対しては、利用できる支援制度を活用した上で対応している。

(令和 4 年台風第 14 号での事例)

- 内水氾濫による被害を受けた 80 代高齢者夫婦の世帯の例。RC 造であったため、家屋内の床が全て利用できる状態ではなかったが、罹災証明書は「準半壊」。生活費や貯蓄から修理費用を捻出することが難しかったため、応急修理制度や見舞金等を利用してキッチン・廊下の床を修理。和室 2 室、洋間 1 室については、YNF 及びボランティアにて中古畳の供与や修繕を行い対応した。
- 作業にあたっては、YNF スタッフの建築士が作業プランを立てるほか、困難な作業に関しては建築業者がボランティアとして対応するなどして、作業を進めた。



コラム12: NPO 等による非住家被害への支援の例

- 一般社団法人 OPEN JAPAN（オープンジャパン）は、被災地での重機作業や屋根上作業等の直接作業による支援、過去の経験や知識を活かした現場コーディネート、プロジェクト提案等、様々な災害支援を行う団体であり、多くの被災地で活動を行っている。
- 令和4年台風第15号に伴う大雨において被災した静岡県川根本町では、土砂が流入した非住家について、公的な支援制度が限られることから、町役場、社会福祉協議会と連携し、OPEN JAPAN が重機等を用いた土砂の撤去等を実施。また、町役場は、非住家の住宅でも利用できる独自の支援制度を創設。役場と民間団体が協働し、既存の制度では難しい支援に取り組んでいる。



コラム13: 被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例（被災者支援チェックリスト・被災者支援カード）

- 「被災者支援チェックリスト」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成し、HP（<http://naganokai.com/>）で公表されており、被災者は自由に活用でき、後述の被災者支援カード同様、自治体による配布や活用の例もある。
- 被災者支援チェックリストは、金銭支援、住宅修理・再建、仮設住宅、ローン、教育支援、雇用・事業、税金・保険料の減免といった課題ごとに支援制度を解説している。折りたたむことで携帯しやすいサイズとなっている。



- 「被災者支援カード」は、ボードゲーム形式で支援制度の活用を学ぶために作った「被災者生活再建カード」（コラム 15: p.154）を、被災地で、被災された方の生活再建、住宅再建にそのまま活用できるよう改良したもの。
- カード表面は、支援制度を9つにしぼり、それぞれの内容や使用できる人、条件などが詳しく説明されている。
- カード裏面は、罹災証明書の種類等と、活用できる支援制度の関係が表でまとめられている。
- 支援者が支援の際に使用すること及びそのまま被災者に配布することの両方が想定されている。

コラム13: 被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例（被災者支援チェックリスト・被災者支援カード）

被災者支援カード 使える支援制度のカードを探しましょう

令和4年8月12日版

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

被災者の規模等によって適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カードのダウンロード

災害直後	数か月後	その後
応急修理制度 (災害救助法) 大規模半壊・半壊の世帯 65.5万円 (2022) 準半壊の世帯 31.8万円	仮設住宅 (災害救助法) 原則2年間 (特定非常災害適用 なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	加算支援金 (被災者生活再建支援法) 建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円 ※中規模半壊は上の半額
窓口 自治体 誰に 使うと修理後は仮設住宅に入れなくなるので修理した自宅ですべて生活できる世帯 業者に修理を頼む前に自治体に相談	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自分の資金では住宅を確保できない人 (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件があるも運用は自治体で様々	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時 (半額は4分の3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる
基礎支援金 (被災者生活再建支援法) ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	公費解体 (環境省の制度) 建物を無償で解体 (家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン) 預け金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に預け、ローンの減額・免除の可能性あり ※ブラックリストに載らない
窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(貸借人も)。特に②③は不明なら要相談 (半額は4分の3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	窓口 自治体 誰に 特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者 (2階建かつ10m以下等一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	窓口 自治体 誰に 弁護士に相談を 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！
災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) 借入最大350万円 (全壊250万円・半壊170万円・家財3分の1の損害150万円など)	雑損控除 (災害減免法も) その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得控除される等	災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ) 建設・購入・リバース融資 半壊以上 修理の融資 一部損壊でもOK
窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子	窓口 自治体 誰に 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも推定規定あり	窓口 自治体 誰に 住宅金融支援機構 住宅の修理費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を世帯に、利息のみの返済のリバースモーゲージも

被災者支援カード (裏面) 2022年8月17日版

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

あなたの被災証明で使える制度をチェック

■ : 原則災害救助法の適用必要
■ : 被災者生活再建支援法の適用必要
■ : 当該制度の適用や実施が必要

被災直後 (無理しないで)	住まいへの支援	もらえるお金	借りられるお金	その他の支援
被災直後 (無理しないで) 専門家に相談 ボランティア 自治体による 土砂撤去 火災・地震保険 被災者の確認	応急修理制度 (災害救助法) 31.8万円 応急仮設住宅 公費解体 (無償) 災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※半額は4分の3の金額 基礎支援金 加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる	義援金 災害弔慰金 被災者生活再建支援金の貸付 社会福祉協議会の貸付 資金貸付 災害援護 住宅融資 災害復興 リバースモーゲージ 型融資	被災者生活再建支援金 雑損控除 その他
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとには遠慮なく相談を		生活・住宅・福祉・教育など様々な貸付あり	その他様々な支援制度は左下のQRコードから
準半壊	自治体により時期や内容に違い		△※6	災害による損害を所得から控除確定申告が必要
半壊	水災保障の有無や金額も確認を		最大350万円	住宅ローンなど個人ローンの減免される
中規模半壊		△※2		60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性
大規模半壊		△※3		住宅ローンなど個人ローンの減免される
半壊など+建物解体		△※4		60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性
全壊 (長期避難世帯)※1		△※2		住宅ローンなど個人ローンの減免される
		△※4		60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性
		100万円		住宅ローンなど個人ローンの減免される
		建設・購入 200万円		60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性
		修理 100万円		住宅ローンなど個人ローンの減免される
		民間貸借 50万円		60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
 ※2 大規模な災害では、半壊・大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要となる方の入居
 ※3 半壊以上の方でも公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択も慎重に検討を。
 ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
 ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
 ※6 世帯主の1か月以上の負債、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。

内閣府防災のHP

出典: <http://naganokai.com/>

(9) 継続的な支援の実施

基本的考え方・取組

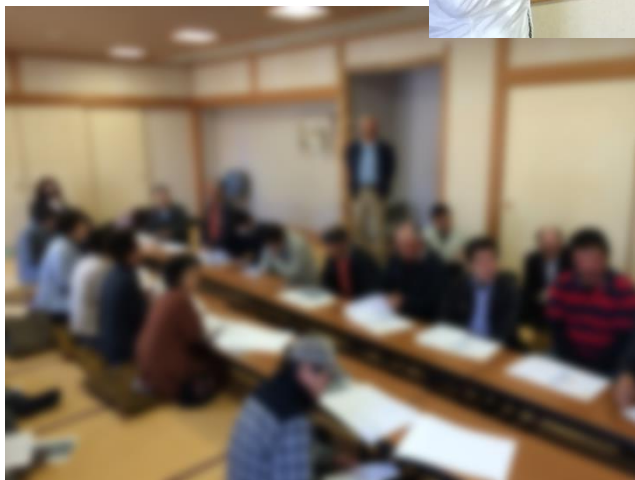
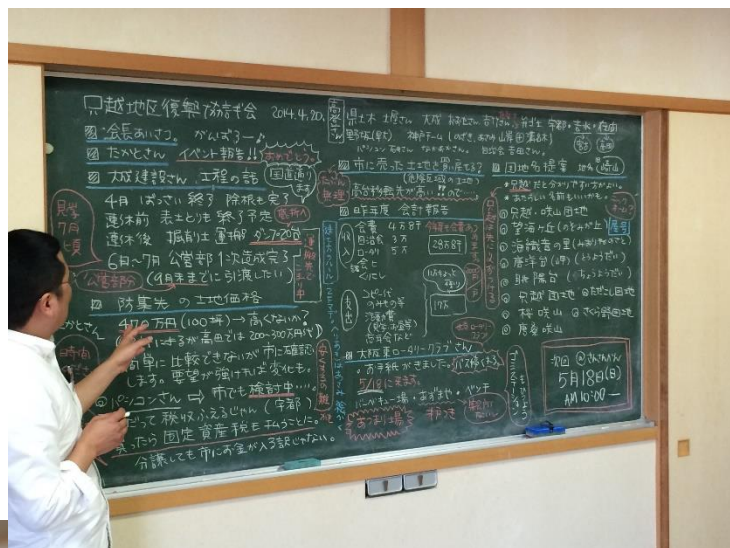
- 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄り添った支援を行うことにある。
- 被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、ケース会議での支援方針の検討、適切な支援策へのつながりを繰り返し実施する。
- 自立・生活再建の方向性については、被災者の意向を丁寧にくみ取り検討を行うこと。また、被災者の自立・生活再建に係る希望は変化するものであることを前提に、寄り添った支援を行う必要があることに留意する。

【実施にあたってのポイント・留意点】

- ① 住まいの再建が課題となる者と日常生活の自立性が課題となる者では、そのゴールも異なる。前者のゴールは恒久的な住まいの確保であり、後者のゴールは必要な社会福祉制度への利用につなげるなど、自立した生活のために必要な支援を受けられるよう平時の施策に軟着陸させることである。
- ② 特に、住まいの再建については、被災者が利用できる行政の支援の締め切りや仮設住宅の供与期間といった外生的な再建の期限があることから、計画的に支援を実施することが大事である。なお、市町村が期限をコントロールできる場合には、その設定について配慮することが必要である。
- ③ 生活の再建の希望は、変化するものであることに加え、家族内においても異なる場合がある。世帯主の意見が世帯の意見であるとせず、家族全員の意向を丁寧に聞き取り、再建の方向性について合意が図れるよう継続的に寄り添って支援していくことで満足度の高い生活再建につながる。
- ④ 被災者の自立・生活再建にあたって、みなし仮設に入居している場合や発災前に生活していた場所と異なる場所への転居に伴い、災害前の地域コミュニティが維持できないことも想定される。被災者がコミュニティから孤立しないよう、自立・生活再建支援に併せてコミュニティ支援の活動も必要となる。

コラム14: コミュニティ単位での継続的支援の例

- 気仙沼市の只越地区は、東日本大震災で津波により海に近い住居が流出。
- 神戸まちづくり研究所が、只越地区復興協議会からアドバイザーの依頼を受け、津波浸水地域の高台移転を希望する多くの住民のために、具体的なまちづくりの進め方について支援を実施した。
- 具体的には、被災住民の世帯ごとの個別ヒアリングを実施し、地区の住民合意により、高台移転の具体的な復興計画に住民の意見を反映させ、最終的に住民の希望する土地に防災集団移転促進事業による宅地造成及び災害公営住宅を完成、住民の意向を反映させた住まいの再建ができたと評されている。
- 被災住民の個別ヒアリング及び毎月開催された協議会は、建築士と弁護士が同席し、住民の合意形成や住民と行政の橋渡しを行うなどの支援がなされた。
- 個別ヒアリングを経た住民の意向は変わらず、多くの被災者が途中離脱することなく生活再建を果たした等の成果があがっている。
- 地域のコミュニティ・つながりの維持、住民の意向を尊重した生活再建の観点等から、コミュニティ単位での支援も重要である。



(10) 応急仮設住宅供与段階以降で地方公共団体が利用可能な支援メニュー

支援メニュー

<被災者見守り・相談支援等事業（厚生労働省社会・援護局）>

○目的：

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。

このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

○実施主体：

都道府県、市町村等（委託可）

○補助率：1/2

※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年 10/10、4～5年目を3/4、6年目以降 1/2

※R3年度～、自治体負担について特別交付税措置（地方負担額×0.8）

○事業実施期間：

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

○実施内容：

(1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業

ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ

イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ

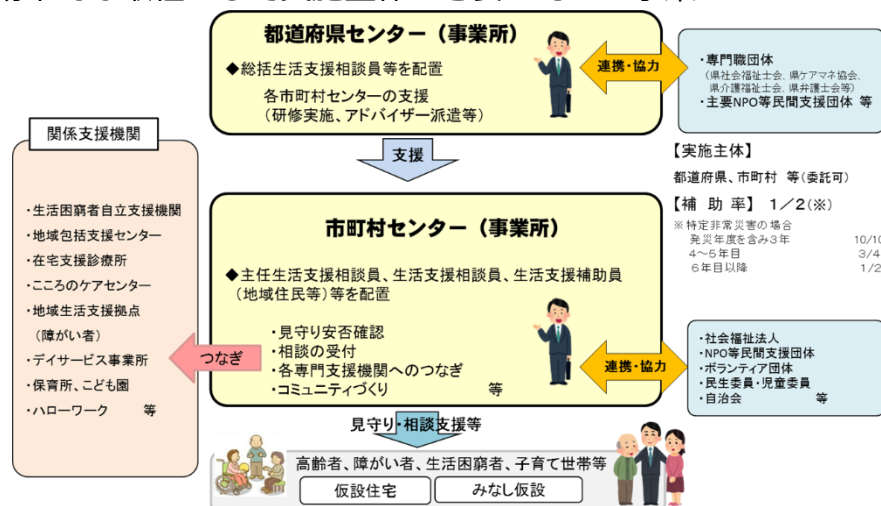
ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供

(2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業

ウ 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施

エ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施

(3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



支援メニュー

【通知】被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について
(令和2年12月7日：社援地発1207第1号等)

- 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じた、以下の事業が実施されているところ。
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
 - ・「被災高齢者等把握事業」による、在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・「被災者見守り・相談支援等事業」による、応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等
- 被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するにあたっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について地方公共団体へ通知が発出されている。

